

住宅改修 補助金のご案内

対象工事費の **10% 最大20万円** を補助します！！

令和3～6年度に補助金交付を受けた場合は、再度申請は出来ません。(令和2年度以前であれば可能です。)

建築基準法の改正により、屋根の勾配変更・断熱材の充填等の工事内容や規模によって、**建築確認申請が必要となる場合があります**。事前に自宅の図面等を準備の上、**建築住宅課までご相談ください**。

申請受付：令和7年4月7日(月) ～ 令和7年12月12日(金)

※予算状況により早期に受付終了となる場合があります。

完了実績報告書提出：令和8年2月27日(金)まで

～対象となる工事～

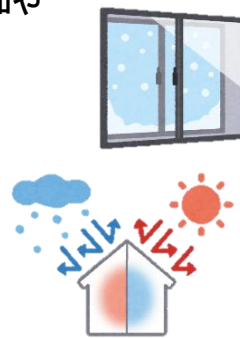
雪対策のための改修工事

- ・玄関前や屋根の消・融雪設備の設置・取替
- ・屋根の勾配変更
(4寸勾配以上、1寸勾配以下、軒先の勾配変更を含む)
- ・雪割りの設置
- ・安全帯取付金具の設置・取替
- ・風除室の新設(床面積10m²以下)
- ・軒先が折れないよう補強する工事
などなど・・・



省エネルギー・断熱化改修工事

- ・単板サッシへの内窓の追加や
複層ガラスへの交換
- ・断熱材の充填
- ・節水型トイレへの交換
- ・高断熱浴槽への交換
- ・LED照明への交換
などなど・・・



バリアフリー化改修工事

- ・玄関前や住宅内の手すりの取り付け
- ・玄関前や住宅内(浴室、脱衣室等)の段差の解消
- ・開き戸を引き戸や折れ戸に交換
- ・ホームエレベーターや階段昇降機の設置
などなど・・・



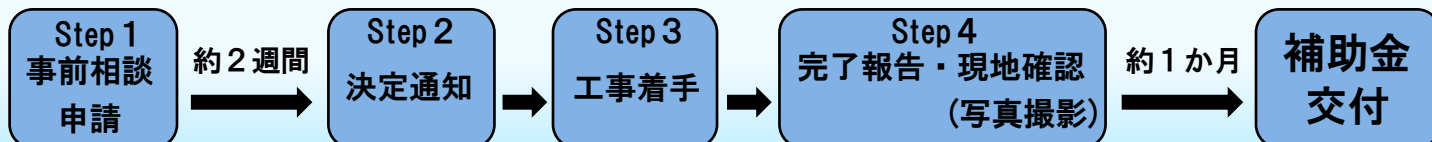
防災・減災対策のための改修工事

- ・住宅敷地内のブロック塀等の撤去
- ・在宅リモートワークが
できる環境を整備する改修工事
などなど・・・



※ これらの工事に要する費用の合計(消費税込)が
10万円以上の工事が対象となります。

～申請の進め方～



※ **工事を始める前**に申請し、交付決定通知を受ける必要があります。

気軽に
ご相談ください!!



雪国よこて安全安心住宅普及促進事業

横手市役所
建設部 建築住宅課 建築係
☎ 0182-35-2224
〒013-8502
横手市旭川一丁目3番41号(秋田県平鹿地域振興局庁舎2階)



雪国よこて



裏面あります。

○ 補助の対象となるのは下記の補助対象者、補助対象住宅、工事業者を満たす場合です。

補助対象者

次のいずれかを満たす方

- ① 横手市民で本人・配偶者・親・子のいずれかの方が市内に住宅を所有し居住している方、もしくは市内に住宅を所有し、改修後に当該住宅へ転居される方で、本人及び同居者（世帯員）に市税の滞納が無いこと
- ② 横手市外に居住しており、横手市内に住宅を所有し、改修後に転入される方

補助対象住宅

横手市内にある、次のいずれかを満たす住宅（ただし、空き家・賃貸住宅・別荘等を除く）

- ① 一戸建て住宅（同一敷地内の別棟、住宅用車庫及び物置を含む）
- ② 併用住宅（住宅部分の延べ面積が、建物全体の1/2以上あること）
- ③ マンション等の共同住宅（対象者の専有部分のみ）

工事業者

次のいずれかの者と工事請負契約を締結したもの

- ① 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない法人等の事業者
- ② 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない個人の事業者

○ 補助金の額や事業期間については下記のとおりです。

補助金の額

補助対象工事費合計の **10%**（千円未満切捨て）
（諸経費を除く）

上 限 **20万円**

※資料作成を市内の工事業者へ委託した場合は、
対象工事費に応じて上限額を別途定めております。

対象工事費	資料作成費の補助上限額
10万円以上100万円未満	5,000円
100万円以上150万円未満	10,000円
150万円以上200万円未満	15,000円
200万円以上	20,000円

補助事業の期間

補助金交付申請は、令和7年4月7日(月) から 令和7年12月12日(金) まで

完了実績報告は、令和8年2月27日(金) まで **(提出厳守)**

※ 予算状況により、期間内でも申請受付を終了することがあります。

○ 住宅の改修をお考えの方は、対象になる工事について事前に建築住宅課へ
ご相談いただき、下記書類をご準備の上、申請を行ってください。

補助金申請に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】（施工業者が3社を超える場合は、施工業者一覧【様式第1号別紙】）
- (2) 交付申請額 及び 工事費内訳書【様式第1号添付 指定様式】
- (3) 工事概要書【様式第2号】
- (4) 申請者、同居者（世帯員） 及び 請負者の同意書【指定様式】又は、納税証明書 及び 固定資産税明細書兼名寄帳
- (5) 工事 及び 資料作成の工事請負契約書又は、請書の写し（令和7年4月1日以降の契約であること）
- (6) 補助金交付申請に係る見積書（工事 及び 資料作成費の内訳明細書の写し）
- (7) 位置図、補助対象工事の施工箇所・仕様を示した改修前後の各階平面図等 及び 製品のカatalogの写し等
- (8) 対象住宅の正面全景写真 及び 補助対象工事の施工箇所着前写真
- (9) 補助金振込先口座（申請者と同一名義のもの）

※ 申請用紙などは建築住宅課窓口にて配布しており、横手市ホームページからもダウンロードできます。

○ ご不明な点についてはホームページ内の Q&A をご覧になるか、
表面に記載している問合せ先へご連絡ください。以下は Q&A の抜粋です。

Q & A

Q 1 : この事業(H21～R6)の補助金交付を受けたことがあります。再度申請できますか？

A 1 : 令和3～6年度に補助金交付を受けた場合は、再度申請できません。

令和2年度以前に補助金交付を受けた場合は、再度申請できます。

Q 2 : 横手市の再生可能エネルギー等事業補助金や介護保険制度を利用する場合は、併用できますか？

A 2 : 併用できません。ただし、対象工事の内容が重複しない場合は対象になります。

Q 3 : 工事途中に工事内容に変更・追加が生じた場合、どのような手続きが必要ですか？

A 3 : 施工途中で工事内容の変更が見込まれ、補助金交付決定通知書に記載の交付決定額に変更が生じる場合は、変更申請の手続きが必要になります。変更・追加工事の着手前にご相談ください。

Q 4 : 交付決定前に工事着手をしたいのですが？

A 4 : 交付決定前の工事着手は認められません。交付決定日以降に着手してください。

Q 5 : 新築してすぐの住宅は対象になりますか？

A 5 : 新築住宅が建った日(検査済証の交付日)から1年を経過している住宅の改修工事を対象としております。
なお、検査済証の写しが必要になる場合があります。